

準備書面（3）

2011年 3月 7日

松山地方裁判所 御中

答弁書への反論

本件教科書及び同教師用指導図書の購入は、先行行為と直接的な原因・結果の
関係にあり、かつ後行行為が違法な公金の支出に該当することなど

1、本件教科書及び同教師用指導図書の購入は、先行行為と直接的な原因・結果の関係にあること

被告答弁書7頁下段から12行目の「教科書及び教師用指導図書の購入は、中学校において購入の必要性を認めた場合に、その都度、支出の権限を有する者が購入の意思決定を行って処理するものであり、本件採択をするための特別な経費の支出ではなく、又は本件採択を直接的原因として当然になされる支出ではなく、書籍の購入という一般的な事務経費の支出に過ぎないものである。結局、本件採択と本件公金の支出との関係は、先行行為と後行行為が直接的な原因・結果の関係がある場合に該当するものではない。」に対し反論する。

準備書面（1）で述べたように、採択協議会は、教科書調査報告書、調査報告書集計、愛媛県教委の選定資料にもとづき審議し、その審議結果を踏まえて「すべての教科において現在使用しているものを継続して使用することが望ましい」と今治市教委に答申した。しかも、次のように、「継続使用することが望ましい理由」を示していた。

「2 継続使用することが望ましい理由

- (1) 中学校では、平成24年度から新学習指導要領完全実施になるため、今後2年間のみ使用する教科用図書である。

そのため、どの出版社も基本的に改訂はなく、17年度と同じ教科

用図書から選定することになる。

- (2) 学習指導要領完全実施に伴い、中学校では24年度から大きく内容が変わった教科用図書を使用することになるので、あと2年間は現行を使用する方が、生徒の立場からも教員の立場からも混乱がなく、スムーズに学習に取り組める。
 - ・ 出版社により編集のパターンがあり、学年があがっても同じ出版社の教科用図書を使用する方が、生徒にとって学習の見通しが立ちやすく、学習効果が期待できる。また、教科によっては、出版社が変わると学年ごとの既習内容にずれが生じ、学習者である生徒にとって混乱が大きく、負担増になる場合がある。
 - ・ 教員にとっても、これまでの教材研究の成果を生かし、授業改善に取り組みやすく、学習効果が期待できる。
- (3) 学校現場から、現在の教科用図書を使用するに当たって特に問題点はあがっていない。
- (4) 社会科（歴史的分野）については、新たに自由社版が加わったが、内容的に扶桑社版と共通する部分が多く、現行が望ましいという点において他の教科と変わらない。」（証拠甲3号証）

ところが、今治市教委の各委員らは、上記の答申を無視し、しかも、各委員らは、独自の評価で使用する教科書を定めるために必要な条件を満たしていないにもかかわらず、委員らの独自の私的な評価にもとづき、本件教科書を採択した（詳細は原告準備書面（1）参照）。その結果、採択当時使用していた教員用の教科書及び教師用指導図書を継続して使用することができなくなり、各学校の備品として教員用として、新たに本件教科書及び同教師用指導図書（以下「本件教科書など」という）を購入しなくてはならなくなったのである。つまり、答申どおりに適正な採択が行われれば、本件教科書などを購入する必要はなく、すでに各学校に備品として購入されている教科書などを継続して使用することになる。

以上のように、先行行為である被告今治市教委らの行為としての採択は、後行行為である本件教科書などを購入することを余儀なくするという直接的な原因・結果を生み出したのである。

よって、冒頭で示した被告答弁書の主張は、失当であり、原告らの主張のとおりである。

2、本件財務会計行為は、財務会計法規上の義務に違反すること

被告答弁書18頁16行目の「本体採択は、市教委が地教行法その他関係法令の規定に基づき、自らの権限と責任において決定したものであつて、この意思決定が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものではないことから、被告今治市長及び被告契約課長は、市教委の意思決定を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を採るべき義務があるものというべきであり、したがって、被告今治市長(専決により被告契約課長が決裁)がなした教科用図書及び教師用指導書の購入に要する公金の支出が、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものということとはできない。」に反論する。

(1) 先行行為の意思決定は、著しく合理性を欠くこと

準備書面(1)で詳細に述べたように、採択協議会は、教科書調査報告書、調査報告書集計、愛媛県教委の選定資料にもとづき審議し、その審議結果を踏まえて「すべての教科において現在使用しているものを継続して使用することが望ましい」と今治市教委に答申し、先にしめした「継続使用することが望ましい理由」を明確に示した。

- ① ところが、委員らは、委員という職権を濫用し、採択協議会などの公的手続を経て選定した答申を無視し、
- ② 委員らの独自の評価にもとづき使用する教科書を決める法的権限など存在しないにもかかわらず、
- ③ しかも、委員らの独自の評価にもとづき使用する教科書を決めるために必要不可欠な条件を満たしていないにもかかわらず、
- ④ 委員らの全く独自の私的な評価(好み)にもとづき、
- ⑤ 委員会における採択審議において、答申や教科書調査報告書・調査報告書集計について実体的審議を行うことなく、
- ⑥ 教科書調査報告書、調査報告書集計で極めて評価の低い扶桑社版歴史教科書及び同公民教科書を使用することを決定した。
- ⑦ しかも、同決定(採択)理由には、何ら合理的理由は存在せず、
- ⑧ その採択理由は、扶桑社版歴史教科書及び同公民教科書を編纂した「つくる会」(同教科書の共同事業者)の宣伝・主張と類似している。

以上のように、答弁書の「本体採択は、市教委が地教行法その他関係法令の規定に基づき、自らの権限と責任において決定したものでなく、この意思決定は著しく合理性を欠いているだけでなく、同先行行為には、違

憲・違法・不正があり、同意思決定は違法である（詳細は、準備書面（1））。

(2) 予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在すること

- ① 『愛媛新聞』（2009年8月28日 証拠甲17号証）は、本件採択結果を大きく報道し、同記事のなかで採択協議会の答申とは異なる教科書を今治市教委らが採択したことを記載している。
- ② また、山本五郎今治市市会議員は、同採択に対して、何度も今治市議会一般質問で、戦争賛美教科書である扶桑社版歴史教科書を採択したことへの問題点と採択協議会の答申と異なる教科書を採択したことへの疑問を呈し、撤回する意思はないのかとの質問を行っている。
- ③ さらに、愛媛新聞等の記事（証拠甲18号証）にあるように、採択協議会の答申を無視して他の教科書を採択したことは適正手続に反し違法であること、ゆえに、市民等が同採択の説明会を開くよう求めているなどが報道されている。また、扶桑社版教科書の問題点を日韓の学者らが指摘し、同教科書は、子どもたちにふさわしい教科書はないとの教育的観点からの同採択に対する疑問・異議がなされていることが報道されている。
- ④ そして、本件原告らは、本件教科書などが購入する前に、本件教科書などを購入の差止を求める住民監査請求を行ったことが報道されている（『愛媛新聞』2010年2月25日 証拠甲19号証）。

以上の報道などによって、今治市市長及び公金の支出の専決権を有する担当者（以下「本件財務担当者」という）である被告らは、本件採択が適正手続に著しく反していることを認識できたであろうし、住民監査請求による請求内容から、少なくとも本件財務会計行為を執行する前に詳細に本件採択の違法性を知ることが可能であった。つまり、本件予算執行の適正確保の見地から、本件予算執行に際し、本件財務担当者は、看過し得ない瑕疵が存在することを認識していたはずである。

(3) 財務会計上の措置として、公金の支出の執行を行わない責務がある

以上の証拠及び状況を勘案すると、本件財務担当者らは、本件教科書などを購入を停止する責務がある。しかも、今治市の財政は厳しく、1円でも無駄な公金の支出をなくす責務があるなかで、153万2千153円と

いう多額の本案教科書などの購入費を合わせて勘案すると、本案財政担当者らは、本案財務会計行為の執行を行ってはならないことは明らかで、看過しがたい怠る事実があり、多額の損失を今治市に与えたのである。

以上の(1)～(3)のことで明らかなように、先に示した被告答弁書の主張は、失当であり、原告らの主張のとおりである。

以上

添付資料

1	証拠甲17号証	『愛媛新聞』2009年8月28日	各1通
2	証拠甲18号証	『愛媛新聞』『毎日新聞』『朝日新聞』	各1通
3	証拠甲19号証	『愛媛新聞』2010年2月25日	各1通